

人権センターだより

電話 82-0076

ファクス 82-0110

Vol. 149



「社会を明るくする運動」

「強調月間」

毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、犯罪・非行の防止と、罪を犯した人の立ち直りを促し、再犯に陥らないよう支える地域のチカラの醸成が目的です。

強調月間初日には、保護司の皆さんが集まり、役場前にのぼり旗を立て、事業所を訪問して犯罪の防止や、更生保護への協力を呼びかけました。

【保護司って、どんな人？】

保護司さんは、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるボランティアです。法務大臣からの委嘱を受けた非常勤国家公務員です（給与や報酬はありません）。刑



▲町の保護司の皆さん

事施設や少年院を出た方の保護観察や、住居、就職先の調整や相談を行います。何らかの事情で罪を犯し、その後の生きづらさを抱える人たちの地域の相談役です。

また、保護司は町や郡、地域の単位の組織に所属され「社会を明るくする運動」などで、啓発活動にも取り組んでおられます。

現在、町には9人の保護司がおります。多忙な暮らしの中、無報酬で、より良い地域社会を目指して尽力される保護司さんを私たちも応援しましょう。

【予告】

第5回ふれあい人権講座

「歩んできた人生と人権意識」

日時 8月10日（火）

午後6時～7時30分

会場 日南町人権センター

講師 後藤厚見さん（上石見）

後藤さんは県外でのお勤めからUターン後、人権擁護委員、男女共同参画推進委員のほか、さまざまな分野でボランティア活動に取り組んでおられます。これまでの人生経験を振り返り、人権への思いをお話しいただきます。

事前のお申し込みは不要です。お気軽にお越しください。



▲ボランティアで、あかねの郷を彩る鉢植えを作る後藤厚見さん（中央）

8月の人権相談・行政相談

日時 8月20日（金）

午前9時～12時

会場 子育て支援センター

人権に関する困りごと、行政の仕事についてのご相談を、人権擁護委員と行政相談委員がお受けします。

☆予約は不要で秘密は固く守られます。

お気軽にお越しください。

部落解放月間 7月10日～8月9日

この月間は、被差別地区の環境改善などを目的とした「同和対策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して、鳥取県が翌年の昭和45年に制定しました。

現在でも、インターネットやSNSに舞台を移し、差別事象が存在しています。この期間に、もう一度差別解消のために私たちが出来ることを考えてみましょう。

今年度、人権センターでは部落差別解消のための講座、研修会を5回開催してきました。これからも部落問題をはじめさまざまな人権課題について講座、研修会を開きます。ぜひお越しください。出前講座もいたします。

